

申請者控

新規	更新	変更	第 号			
			令和	年	月	日

道路占用許可申請書
協議

申請番号 第 号
令和 年 月 日

(提出先)
道路管理者 川越市長

〒
住所
氏名

担当者

道路法 第32条 第35条 の規定により 許可を申請 協議 します。

TEL

E-mail

占用の目的											
占用の場所	路線名		市道				号線				
	場所	川越市								番地先	
占用物件	名 称				規 模				数 量		
占用の期間	令和 年 月 日 から				間	占用物件 の 構 造					
	令和 年 月 日 まで										
工事の期間	令和 年 月 日 から				間	工事实施 の 方 法			請 負 人	☎	
	令和 年 月 日 まで										
道路の 復旧方法						添付書類	案内図 平面図 縦断図 横断図 構造図 公図(適宜)その他()				
備考											

記載要領

- 1 「許可申請 協議」、「第32条 第35条」及び「許可を申請 協議」については、該当するものを○で囲むこと。
- 2

新規	更新	変更
----	----	----

 については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。
- 3 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 4 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。
「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 5 変更の許可申請にあっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを()書きすること。
- 6 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

[4枚複写]

新規	更新	変更	第 号			
			令	和	年	月

道路占用許可申請書
協議

申請番号 第 号
令 和 年 月 日

(提出先)
道路管理者 川越市長
住所
氏名

担当者

道路法 ~~第32条~~ 第35条 の規定により ~~許可を申請~~ します。
協 議 TEL

占用の目的											
占用の場所	路線名		市道					号線			
	場所	川越市								番地先	
占用物件	名 称				規 模				数 量		
占用の期間	令和 年 月 日 から	間			占用物件 の 構 造						
	令和 年 月 日 まで										
工事の期間	令和 年 月 日 から	間			工事实施 の 方 法			請 負 人	☎		
	令和 年 月 日 まで										
道路の 復旧方法					添付書類	案内図 平面図 縦断図 横断図 構造図 公図(適宜)その他()					
備考											

道 路 占 用 協 議 通 知 書

川 越 警 察 署 長 様

道路管理者 川越市長 森田 初恵 印

上記道路占用 ~~許可申請~~ について、道路法第32条5項の規定により協議します。
~~協 議~~

交通に対する措置

_____ (回答 年 月 日第 号)

第 号
年 月 日

道路管理者 川越市長 森田 初恵 様

川 越 警 察 署 長 印

道路占用の協議について(回答)

令和 年 月 日付け川道環発第 号をもって協議のあった
みだしのことについて、次のとおり回答する。

記

新規	更新	変更	第 号			
			令	和	年	月 日

道路占用許可書
回答

申請番号 第 号
令和 年 月 日

住所
氏名

担当者

道路占用許可申請
協議

について、次のとおり

許可
回答 する。

TEL

道路管理者 川越市長 森田 初恵



占用の目的										
占用の場所	路線名		市道		号線					
	場所	川越市						番地先		
占用物件	名 称				規 模			数 量		
占用の期間	令和 年 月 日 から	間			占用物件の構造					
	令和 年 月 日 まで									
工事の期間	令和 年 月 日 から	間			工事实施の方法		請負人			
	令和 年 月 日 まで									
道路の復旧方法					添付書類	案内図 平面図 縦断図 横断図 構造図 公図(適宜)その他()				
備考										
許可・回答条件は、次に記載した事項のほか別添のとおりとする。					(占用料)					
1 復旧は別添条件書に基づくものとし、No.					初年度 年 額					
で実施すること。					計算					
2 工事現場には、柵又は覆いを設け、夜間は赤色灯を設置する等										
危険を防止するための措置を講じること。										
3 将来道路管理者が必要と認めるとき、又は道路に関する工事										
ため支障があるときは、この許可を取り消し、又は占用者の費用										
負担により占用物件を移設、改造等を施工させることがある。										
4 占用期間中は、占用物件の維持管理を行い、道路の構造及び					(道路復旧費) 原因者復旧					
交通に支障を与えないようにし、占用物件が損傷した場合は、速					(納入期限) 別紙納入通知書により指定する期限					
やかに復旧すること。					教示					
5 工事に起因した苦情及び第三者への損害は、占用者の責任に					この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌					
おいて解決すること。					日から起算して3箇月以内に、川越市長に対して審査請求をすることができます。					
6 工事に起因して既設工作物を汚損又は損傷したときは、占用					また、この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があつたことを					
者の負担で原形に復旧すること。					知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、川越市を被告として(訴訟におい					
					て川越市を代表する者は川越市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起					
					することができます。ただし、これらの期間が経過する前であつても、この処分					
					の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の					
					取消しの訴えを提起することができなくなります。					
					なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に審					
					査請求をした場合における処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁					
					決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することがで					
					きます(この裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消し					
					の訴えを提起することができなくなります。)					
					また、上記の審査請求や処分の取消しの訴えの提起をすることができる各期					
					間を経過した後であつても、正当な理由があるときは、審査請求をすることや処					
					分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。					
注意事項										
1. 占用許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更するときは、変更申請書を提出すること。										
2. 占用期間が満了し、引き続いて占用しようとする場合は、占用期間満了前までに改めて期間更新申請書を提出すること。										

新規	更新	変更	第 号			
			令	和	年	月 日

道路占用許可申請書
協議

申請番号 第 号
令 和 年 月 日

(提出先) 道路管理者 川越市長
住所 氏名

担当者

道路法 第32条 の規定により 許可を申請 します。
第35条 協議 TEL
E-mail

占用の目的												
占用の場所	路線名		市道					号線				
	場所	川越市								番地先		
占用物件	名 称				規 模				数 量			
占用の期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで				間	占用物件の構造						
工事の期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで				間	工事实施の方法			請負人	☎		
道路の復旧方法						添付書類	案内図 平面図 縦断図 横断図 構造図 公図(適宜)その他()					
備考												
許可・回答条件は、次に記載した事項のほか別添のとおりとする。 1 復旧は別添条件書に基づくものとし、No. で実施すること。						(占用料) 初年度 年 額 計算						
2 工事現場には、柵又は覆いを設け、夜間は赤色灯を設置する等危険を防止するための措置を講じること。												
3 将来道路管理者が必要と認めるとき、又は道路に関する工事ため支障があるときは、この許可を取り消し、又は占用者の費用負担により占用物件を移設、改造等を施工させることがある。												
4 占用期間中は、占用物件の維持管理を行い、道路の構造及び交通に支障を与えないようにし、占用物件が損傷した場合は、速やかに復旧すること。												
5 工事に起因した苦情及び第三者への損害は、占用者の責任において解決すること。												
6 工事に起因して既設工作物を汚損又は損傷したときは、占用者の負担で原形に復旧すること。						年度	占用料	通知書番号	年度	占用料	通知書番号	
担 当	合 議	リーダー	副課長	課 長	副部長	部 長	副市長	市 長	起 案	・ ・		
									許 可	・ ・		
上記申請について条件を付し 許可 してよろしいか伺います。 (意見欄)									警察署	☐ 徐 行 ☐ 片側通行止		
									☐ 協議	☐ 車両通行止		
									☐ 通知	☐ 昼間工事 ☐ 夜間工事		
									協議日	・ ・		